

## 佐伯区石内地区に係る地域包括支援センター担当圏域の一部変更について

### 1 経緯

- 佐伯区石内小学校区は、その大部分が三和中学校区に位置付けられており「三和地域包括支援センター」が担当しているが、例外的に五月が丘中学校区となっている区域（以下「変更対象地域」という。別添図面の斜線部分）があり、当該区域は「五月が丘・美鈴が丘地域包括支援センター」が担当している。
- このため、地域団体（石内地区の連合町内会や社会福祉協議会など）から、「地域支え合い事業」など小学校区単位で取り組む事業や地域活動を実施する際、どちらのセンターに協働してもらうか等の調整に時間や労力がかかるなど、取組が進めにくいといった支障があるため、変更対象地域を地域の結びつきが強い小学校区に合わせて「三和地域包括支援センター」の担当圏域に変更してほしいとの強い要望が、本市（佐伯区）に対してなされている。

### 2 検討

- 1つの小学校区を2つの地域包括支援センターが担当することが要因となって、小学校区単位での取組が円滑に進んでいない状況が認められ、地域のつながりや地域住民の意向等も考慮すれば、担当の地域包括支援センターを1つにすることが、その改善に資するものと考えられる。
- 現在、変更対象地域の要支援者は4人（うちセンター直営2人）で事業対象者はおらず、センター同士が適切な引継ぎを行うことによって、要支援者に対する圏域変更の影響は特段生じないと考えられる。
- 本事案のような状況は、本市内の他の圏域では例がなく、担当圏域を変更したとしても、その取扱いが他地域に影響することはない。
- 担当圏域の変更に関して、関係する2つの地域包括支援センターは了承済みであるとともに、変更後の令和2年9月末時点における圏域の高齢者人口は以下のとおりであり、令和3年度の両センターの職員配置に変更はない。

【圏域の高齢者人口】（令和2年9月末）

区分	三和	五月が丘・美鈴が丘
現行	6, 243人	6, 901人
変更後	6, 494人	6, 650人
差引	+251人	▲251人

### 3 対応案

#### ○ 要望どおり令和3年度から担当圏域を変更する。

【理由等】

- ・ 要望理由及び状況等を勘案した結果、本市も推進している地域の取組の阻害要因は改善する必要があり、また、担当圏域の一部変更に当たって他地域への影響などの支障は特段ないことから、変更対象地域を三和地域包括支援センターの担当地域とする。
- ・ なお、担当のセンターが変わることによる混乱が生じないよう、介護予防支援の対象者等について、両センター間で適切に引継ぎを行うものとする。